

令和6年度千葉市脱炭素先行地域づくり支援業務委託 プロポーザル実施要項

— 目 次 —

1	委託業務の概要.....	2
2	参加資格要件.....	2
3	プロポーザル参加手続きに関する事項.....	4
4	事業者の選定.....	6
5	企画提案の無効に関する事項（不適格事項）.....	7
6	契約.....	7
7	その他.....	7
8	その他業務遂行上の留意点.....	8

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課

1 委託業務の概要

(1) 委託件名 令和6年度千葉市脱炭素先行地域づくり支援業務委託

(2) 委託業務の目的

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2021年4月には2050年カーボンニュートラルと総合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高見に向け挑戦を続けることを表明した。

このような中、国は、「脱炭素先行地域*」の募集を行い、本市は2022年11月に同地域に選定された。

本業務は、本市における脱炭素先行地域の実現に向けて、各取組の工程表更新、進捗状況のフォローアップ、エリアエネルギーマネジメントの構築支援、脱炭素先行地域推進コンソーシアムの運営支援及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等関係事務支援等に係る業務を委託するものである。

*：民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現し、実行の脱炭素ドミノのモデルとなる地域

(3) 業務内容 別紙「令和6年度千葉市脱炭素先行地域づくり支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

※本件は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を財源として執行する予定であり、契約締結は、同交付金に係る国からの内示後（令和6年4月上旬を想定）に行うものとする。

※市議会において予算の承認が得られなかった場合は、契約締結を行えない可能性がある。

(5) 委託料

金19,999,980円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

(6) 支払条件

原則、業務完了検査後一括払い。

受託者は、業務完了後の千葉市による完了検査後、委託料の支払いを請求できる。千葉市は、支払請求を受けた日から30日以内に支払う。

2 参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：調査・計画）に登録されていること

(2) 令和元年度から令和5年度までの間に、脱炭素先行地域若しくは地球温暖化対策に係る計画等策定に関する業務委託又は脱炭素先行地域づくり事業に係る支援業務委託の履行実績を有していること

(3) 以下のアからコまでのいずれにも該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

- ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ケ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- コ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案書類の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に受けている者

3 プロポーザル参加手続きに関する事項

(1) スケジュール

- ① 参加申込受付 令和6年3月5日（火）～3月12日（火）
- ② 質問受付 令和6年3月5日（火）～3月7日（木）
- ③ 質問回答 令和6年3月8日（金）
- ④ 資格審査結果通知 令和6年3月13日（水）
- ⑤ 企画提案書受付 令和6年3月14日（木）～3月22日（金）
- ⑥ 企画提案選考会開催 令和6年3月27日（水）
- ⑦ 選定結果通知 令和6年3月27日（水）以降

※日程については、進捗状況等により変動する可能性がある。

(2) 参加申込

- ア 受付期限 令和6年3月12日（火） 17時まで（必着）
（受付時間：土曜、日曜を除く平日の9時から17時まで）
- イ 提出方法 千葉市役所高層棟7階 脱炭素推進課まで持参又は郵送すること。
※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟7階

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課

電話 043-245-5504

エ 参加申込に必要な書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 誓約書（様式2）
- (ウ) 会社の概要が分かる資料（パンフレット可）
- (エ) 参加資格要件（類似業務の履行実績）に関する資料

オ 工程表（ひな形）の送付

参加申込のあった者に対して、順次、工程表（ひな形）を電子メールにより送付する。

カ 参加資格審査結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の審査を行い、令和6年3月13日（水）に、企画提案選考会への参加の可否について、電子メールにより通知する。

(3) 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

ア 受付期限 令和6年3月7日（木）15時まで

イ 質問方法 「質問書」（様式3）により、電子メール（ccn-repr@city.chiba.lg.jp）で提出すること。

- ウ 回答方法 令和6年3月8日（金）までに、千葉市のホームページで公表する。
なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保つことができない場合には、回答しないことがある。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和6年3月22日（金）17時まで（必着）
（受付時間：土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時から17時まで）

イ 提出物

- (ア) 企画提案書（様式任意） 7部（正本1部、副本6部）

仕様書及び環境省HP (<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>) に掲載されている脱炭素先行地域に係る本市計画提案書を熟読の上、次の項目のほか、「4（3）審査基準」の項目を網羅すること。なお、副本6部については、企画提案書の内容から法人名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

a 業務内容書

- (a) 具体的な業務内容がわかるものとする
(b) 組織的に対応できる体制を記載すること（本業務に関わる業務担当者氏名とその役割、手持業務委託件数を記載すること。）
(c) 仕様書「5 委託業務」を実施する担当者氏名及び当該担当者の脱炭素先行地域若しくは地球温暖化対策に係る計画等策定又は脱炭素先行地域づくり事業に係る支援業務に係る実績の概要、業務に係る専門性を記載すること。

b 業務スケジュール

- (イ) 業務経費見積書（積算内訳添付）（様式任意） 7部（正本1部、副本6部）

副本6部については、業務経費見積書の内容から法人名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

見積書の項目（内訳）をできるだけ詳細に分類して記載すること。

- ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

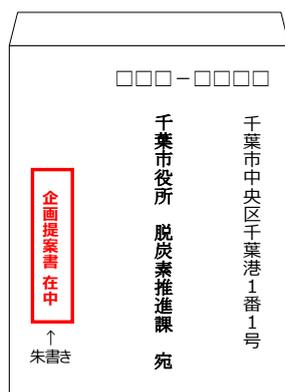
エ 提出先

〒260-8722
千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課
電話 043-245-5504

オ 郵送する場合

- (ア) 提出書類は、書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格となる。
(イ) 提出書類の到着期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。
(ウ) 郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。
(エ) 提出書類の入った封筒の表には、朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。

記載例



カ 持参する場合

- (ア) 提出先に直接持参すること
- (イ) 提出期限後は受け付けない

(5) プレゼンテーションの実施

- ア 実施日・実施場所 令和6年3月27日(水)・千葉市役所
※時間・集合場所については、後日別途電子メールで通知する。
- イ 実施方法
1社あたりプレゼンテーション20分、質疑応答20分を行う。
※プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行う(当日の審査員用書類の準備は不要)。
プロジェクター等の使用は不可とする。
※出席者は業務実施責任者(必須)及び業務担当者の計3名までとする。

4 事業者の選定

(1) 選定趣旨

企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、事業の優先交渉者として決定する。

(2) 選定方法

選考は、事業者選考委員会が、企画提案書及びプレゼンテーションにより、下記(3)の審査基準に基づいて、以下のとおり選定する。

ア 企画提案書の記載内容より、別表の評価項目について採点し、得点が最も多かったものを選定する。審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、不採用とする。

イ 最得多点が同点であった場合は、見積金額の低いものを選定する。なお、最得多点の提案が複数あり、かつ、その提案の見積金額が同額の場合はくじ引きで決定する。

ウ 審査結果は、別途文書で通知する。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

(3) 審査基準

企画提案書及びプレゼンテーションの審査基準は別表のとおりとする。

(4) 結果通知

選考の結果は、応募者全員に対して電子メール及び書面により個別に通知する。

5 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 事業者が「2 参加資格要件」を満たさない場合
- (2) 事業者が3 (2) の参加申込を行わずに企画提案書を提出した場合
- (3) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

6 契約

- (1) 上記4により選定された者を、事業の優先交渉者として交渉し、委託契約を締結する。ただし、優先交渉者が辞退した場合や契約できない場合は、次点の者と交渉する。
- (2) 契約に当たっては、提出された企画提案内容をもとに千葉市と協議を行うこと。
- (3) 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約締結時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第29条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託費の支払いについては、完了後一括払いとする。

7 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。
- (5) 提出書類及び選考結果は、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (6) 提出された企画提案の内容は、本業務委託仕様書の一部とみなす。なお、企画提案の内容の変更については、受注者と市とで協議の上、市が対応を決定することとする。

8 その他業務遂行上の留意点

- (1) 業務の全部又は主たる部分の再委託は、原則として認めない。
- (2) その他、業務遂行上発生した問題等については、受注者と市とで協議の上、市が対応を決定することとする。

別表 企画提案書及びプレゼンテーションの審査基準

審査項目		審査基準	配点
全般	業務内容の理解	脱炭素先行地域事業や本市計画提案内容、本業務の目的・内容は十分に理解されているか。	10点
業務 実施 能力	専門人材の確保	本業務に類する事業実績や経験を有している人材を確保・配置し、本業務の適切な実施が期待できるか。	10点
	指導・監督体制の構築	本業務に関する組織的な指導・監督体制が整備されているか。	10点
	業務スケジュール	業務スケジュールに関し、効率的かつ計画的な遂行が期待できるか。	10点
企画 提案 能力	工程表の更新	工程表を更新するために必要となる関係事業者からのヒアリング等について、具体的かつ効果的な方法が提案されているか。	10点
	進捗状況のフォローアップ	各取組の進捗状況のフォローアップについて、具体的かつ効果的な方法が提案されているか。	10点
	エリアエネルギーマネジメントの構築支援	本市が目指すエリアエネルギーマネジメントは十分に理解されているか。エリアエネルギーマネジメントの構築について、具体的かつ効果的な支援の内容や方法が提案されているか。	20点
	脱炭素先行地域推進コンソーシアムの運営支援	脱炭素先行地域推進コンソーシアムについて、具体的かつ効果的な運営支援の方法が提案されているか。	10点
	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等業務支援	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等業務について、具体的かつ効果的な支援の方法が提案されているか。	10点
合計			100点